



桶川市小規模事業者等 支援給付金のお知らせ

対象者

- 桶川市内に本社・本店があること
(フリーランスは住所地)
- 従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の
小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主
- 新型コロナの影響で2020年1月～申請前月までの1カ月以上が
売上減少**5%～50%未満**(原則前年同月比)
- 2019年以前から事業収入を得ていること
- 今後も事業を継続する意思があること

全て満たす方が対象です



支給額

10万円(売上減少 20%～50%未満)
5万円(売上減少 5%～20%未満)

申請期間

2020年6月1日～
8月18日まで
※当日消印有効

申請方法

郵送

申請書等は市ホームページ、市役所1階「お知らせコーナー」等にて取得できます。

郵送先
問合せ先

〒363-8501 桶川市泉1-3-28
桶川市役所 産業観光課
事業者給付 宛
☎ 048-788-4928

ホームページはこちら



事業者に対する国や県の給付金等のご案内

国 持続化給付金

LINEアカウント



新型コロナウイルス感染症により特に大きな経営上の影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金。

対象 ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月～12月のうち任意のひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

支給額 ▶ 中小法人等 上限200万円、個人事業者等 上限100万円

申請方法 ▶ 原則として電子申請

詳細・問い合わせ先 

 ホームページ

<https://jizokuka-kyufu.jp>

 コールセンター

0120-115-570

県 埼玉県中小企業・個人事業主支援金



新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた取組に対する支援金

対象 ▶ 県内の中小企業・個人事業主で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、**4月8日～5月6日**までの間に20日以上休業しているもの

支給額 ▶ 20万円(県内の複数事業所を休業している場合は30万円)

申請方法 ▶ 原則として電子申請(郵送も可) **受付期間** ▶ 5月7日～6月15日

緊急事態措置期間の延長に伴い、**5月12日～5月31日までの間の休業**についても、追加で支援金が支給されることになりました。
詳細は、**県ホームページ**をご確認ください。

詳細・問い合わせ先 

 ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>

 埼玉県 中小企業等支援相談窓口

048-830-8291